

大分県では 自分の家で消費する 太陽光発電設備に対して 導入費用の一部を補助しています！



対象者：個人、事業者
(大分県内の住宅や事業所に設置しようとする方)

補助内容	個人	事業者
対象設備	太陽光発電＋蓄電池	太陽光発電＋蓄電池 太陽光発電設備
補助率	太陽光 3万5千円／kW	太陽光 (通常)2万5千円／kW (賃上げ)3万5千円／kW
	蓄電池 1／3(設備費・工事費が15万5千円／kWhまでの蓄電池に限る)	

※個人、事業者が太陽光＋蓄電池を導入する場合または事業者が太陽光発電のみを導入する場合の上限は200万円です。

その他補助条件等については裏面をご確認ください

大分県 太陽光 補助金

検索



～補助金を受け取るまでの流れ～

交付申請
必要書類を窓口
に提出

交付決定
約3週間後ご
自宅に郵送

設置工
事実施

実績報告
必要書類を窓
口に提出

補助金支
払い手続
き

補助事業窓口及び問い合わせ先はこちら

一般財団法人 大分県建築住宅センター

TEL: 097-537-0300 E-mail: taiyoko2025@okjc.or.jp

窓口対応時間: 8時30分～16時00分(月曜日～金曜日、祝日を除く)

1. 一次募集期間

交付申請期間：令和7年6月2日（月曜日）から令和7年11月28日（金曜日）まで
※予算上限に達し次第、終了します。

2. 補助対象設備

- (1) 太陽光発電設備及び蓄電池のセット
- (2) 太陽光発電設備のみ（事業者に限る）

※新築（設計中、建築中）物件への設置は対象外です。

3. 補助率等

- (1) 太陽光発電設備

【個人】出力1kWあたり3万5千円（定額）

【民間事業者】（通常枠）出力1kWあたり2万5千円（定額）
（賃上げ枠）出力1kWあたり3万5千円（定額）

※出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値または
パワーコンディショナー出力の合計値のいずれか低い方

※kWは小数以下切り捨て

- (2) 蓄電池

蓄電池の価格（工事費込み、税抜き）の3分の1

※定格蓄電容量1kWhあたりの価格（工事費込み、税抜き）が15万5千円を超える蓄電池
は補助対象外設備となり、補助金を受けることができません。

※千円未満切り捨て

4. 補助金に関する注意事項

（申請・着工時期に関すること）

- ・令和7年3月31日以前に契約・発注した事業は補助金を受けることができません。
- ・令和8年1月30日までに実績報告が提出できる事業に限ります。
- ・交付決定前に契約・発注することはできますが、支払いや工事に着工することはできません。
※県からの交付決定通知（書類に不備がなければ申請から概ね30営業日後）が出る前に着
金等の支払いや着工を行うと、補助金を受けることができません。
- ・申請は先着順に受付を行い、予算額に達した時点で募集を終了します。

（導入設備に関すること）

- ・固定価格買取制度（FIT制度）やFIP制度の認定を受ける場合は、補助金を受けることが
できません。
- ・導入した太陽光発電設備により発電した電力量について、住宅に設置する場合は30%以上、
事業所に設置する場合は50%以上を自家消費する必要があります。

（その他）

- ・本補助金の交付対象経費と重複して、国の他の補助金等を受けることはできません。
- ・導入した設備は、環境省の基準に従い、法定耐用年数が経過するまで補助金の目的に沿って
適正に使用する必要があります。
- ・虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合は、補助金交付決定
の取消しや補助金の返還を求めることがあります。
- ・事業者は「おおいたグリーン事業者認証制度」の認証を受ける必要があります。
- ・太陽光発電設備と蓄電池、または太陽光発電設備単体で設置する場合の補助金上限は
200万円です。

5. 予算

249,000,000円

本事業は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金「重点対策加速化事業」
の財源を活用して、実施しております。

